

# 要回覧 TKC会員・職員の皆様へ

取引先倒産時、売掛金等の回収不能による中小企業の連鎖倒産を防止！  
当期黒字が見込まれる個人事業主・12月月末決算法人向け

## 経営セーフティ共済の10月新規加入申込で

# 280万円を事業所得の必要経費 または損金に算入できます。

\*個人事業の場合、不動産所得等では必要経費としての算入が認められません。



### ●お申込時の記入方法(10月申込280万円振替コース)

14 掛金月額	200000	15 決算月(日)	
16 掛金前納申込 (前納方法を選択し て記入ください。)	0 希望しない	17 掛金納付額 (納付月分を含む)	12 月分 240000
	1 希望する (アカイを選択)	18 振込による前納を希望する場合 (納付月分を含む)	20 月分 0000

初回預金口座振替時に前納を希望する場合  
※初回預金口座振替は原則12か月後になります。加入審査状況によっては、初回の振替が遅れる場合があります。  
 ※初回預金口座振替時は、上記金額のほかに振替前月までの掛金が加算されます。

振込による前納を希望する場合  
※契約申込月内に振込を行ってください。(振込手数料は加入申込者負担となります。)  
 ※振込口座は、契約申込書を提出する委託団体・代理店窓口にてご確認ください。

●最大1年分(12か月)の前納金を支払期の必要経費・損金に算入できますが、1年分を超えた前納掛金は今期の必要経費・損金に算入することができません。12か月を超える前納掛金は経過期間対応で必要経費・損金となります。

### 10月申込280万円振替コース

上記  の「初回預金口座振替時に前納を希望する場合」を選択したときは、10月・11月・12月(納付月)の3か月分および翌年1月～11月の前納11か月分の計14か月分が12月27日に振替えられ、全額を今期の必要経費・損金に算入できます。

[申込書の17は12か月、18は2,400,000円と記入]

最適対象	個人	10月申込
	法人	12月決算・10月申込 (決算月の前々月での申込)

### 11月申込260万円振込コース

上記  の「振込による前納を希望する場合」を選択し、11月分(納付月)と12月～翌年11月の前納12か月分の計13か月分を11月に振込むと、全額を今期の必要経費・損金に算入できます。

[申込書の19は13か月、20は2,600,000円と記入]

最適対象	個人	11月申込
	法人	12月決算・11月申込 (決算月の前月での申込)

### 12月申込240万円振込コース

上記  の「振込による前納を希望する場合」を選択し、12月分(納付月)と翌年1月～11月の前納11か月分の計12か月分を12月に振込むと、全額を今期の必要経費・損金に算入できます。

[申込書の19は12か月、20は2,400,000円と記入]

最適対象	個人	12月申込
	法人	12月決算・12月申込 (決算月での申込)

- 上記は、個人事業主および12月月末決算法人が掛金月額200,000円で加入を申込み場合を前提にしています。掛金の振替日が毎月27日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)のため、12月月末決算でない法人では加入時および翌期以降の振替日が決算日前であることを必ずご確認ください。
- 翌期に掛金前納を希望する場合は、平成28年11月迄(前納期間が終了する月の月末最終営業日)に「掛金前納申出書」(様式②14)をTKC企業共済会宛にご送付ください。
- 掛金の必要経費または損金の算入には、上記の申込月に、不備の無い申込書類が締切日(毎月月末最終営業日、但し平成28年12月は12月22日)までにTKC企業共済会に到着すること、更に振込コースでは中小機構の所定口座に上記金額が振り込まれ、共済契約が成立することが必要です。

共済制度等推進委員会・TKC企業共済会